



鳥取県公報

平成13年 3月27日(火)
第 7 2 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の新設等 (2 件) (市町村振興課)	1
	字の区域の変更等 (")	3
	字の区域の変更 (4 件) (")	10
	身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)	12
	土地改良区の役員の就任 (耕地課)	13
	土地改良区の役員の就退任 (")	13
	土地改良区の役員の住所の変更 (")	13
	土地改良法による換地処分 (7 件) (")	14
	土地収用法による事業の認定 (2 件) (管理課)	15
	建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")	16
	鳥取県収納代理郵便官署の指定 (会計課)	18

告 示

鳥取県告示第191号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る三津地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する字の名称	同左の区域 (平成12年12月 6 日現在の地番による。)
三津字山灘	三津字砂所ノ一 6 の 1、 8 から10まで、 11 の 1 から11 の 3 まで、 12 の 1 から12 の 4 まで、 13、 14、 14 の 1、 14 の 2、 877 の 7、 877 の 8 及びこれらと一体をなす国有地 三津字砂所ノ二 15、 15 の 1、 15 の 2、 16 の 1 から16 の 3 まで、 17、 19、 19 の 1、 20、 21 の 4、 21 の 5、 26 から28まで及びこれらと一体をなす国有地 三津字小狭間戸 30、 30 の 1、 31、 33、 34、 35 の 1 から35 の 5 まで、 36、 37、 54、 55、 55 の 1、 55 の 2 及びこれらと一体をなす国有地の一部 三津字狭間戸ノ一 56、 57、 57 の 1、 58 から64まで、 67 から69まで及びこれらと一体

をなす国有地

三津字狭間戸ノ二70から76まで、98及びこれらと一体をなす国有地

三津字大成口134の2、153及びこれらと一体をなす国有地

三津字泡ヶ谷160から165まで、165の1、165の2、166及びこれらと一体をなす国有地の一部

三津字下も灘ノ一の全域

三津字下も灘ノ二の全域

三津字苧畑ノ一209から211まで、214、218の3から218の5まで、219、220、225から227まで、229から233まで、233の1、234、263、267の1、267の2、268、269、269の1、270、270の2、271、272及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称

同左の区域（平成12年12月6日現在の地番による。）

三津字砂所ノ一

三津字砂所ノ一のうち6の1、8から10まで、11の1から11の3まで、12の1から12の4まで、13、14、14の1、14の2、877の7、877の8及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字砂所ノ二

三津字砂所ノ二のうち15、15の1、15の2、16の1から16の3まで、17、19、19の1、20、21の4、21の5、26から28まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字小狭間戸

三津字小狭間戸のうち30、30の1、31、33、34、35の1から35の5まで、36、37、54、55、55の1、55の2及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

三津字狭間戸ノ一

三津字狭間戸ノ一のうち56、57、57の1、58から64まで、67から69まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字狭間戸ノ二

三津字狭間戸ノ二のうち70から76まで、98及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字大成口

三津字大成口のうち134の2、153及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三津字泡ヶ谷

三津字泡ヶ谷のうち160から165まで、165の1、165の2、166及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

三津字苧畑ノ一

三津字苧畑ノ一のうち209から211まで、214、218の3から218の5まで、219、220、225から227まで、229から233まで、233の1、234、263、267の1、267の2、268、269、269の1、270、270の2、271、272及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

三津字下も灘ノ一、三津字下も灘ノ二

鳥取県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る高路地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する字の名称 高路字大藤谷	同左の区域（平成12年12月6日現在の地番による。） 高路字大藤谷口ノ壱24の7、25、26、26の3、27、27の1、28から30まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 高路字大藤谷ノ壱の全域 高路字大藤谷ノ弐の全域 高路字大藤谷ノ三52の1、52の4、53の1、53の2、54、55の2及びこれらと一体をなす国有地の一部 高路字大藤谷ノ四56、56の1、57、58の1から58の3まで、59、59の1から59の4まで、60の1、60の2及びこれらと一体をなす国有地 高路字大藤谷ノ五62、63の1から63の3まで、64の1、64の2、65、66の2及びこれらと一体をなす国有地 高路字大藤谷口ノ弐70の2、81の5及び70の1と一体をなす国有地の一部 高路字大藤谷口830の4から830の9まで、834の2
----------------------	---

区域を変更する字の名称 高路字大藤谷口ノ壱	同左の区域（平成12年12月6日現在の地番による。） 高路字大藤谷口ノ壱のうち24の7、25、26、26の3、27、27の1、28から30まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
高路字大藤谷ノ三	高路字大藤谷ノ三のうち52の1、52の4、53の1、53の2、54、55の2及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
高路字大藤谷ノ四	高路字大藤谷ノ四のうち56、56の1、57、58の1から58の3まで、59、59の1から59の4まで、60の1、60の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高路字大藤谷ノ五	高路字大藤谷ノ五のうち62、63の1から63の3まで、64の1、64の2、65、66の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高路字大藤谷口ノ弐	高路字大藤谷口ノ弐のうち70の2、81の5及び70の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
高路字大藤谷口	高路字大藤谷口のうち830の4から830の9まで、834の2以外の区域

廃止する字の名称 高路字大藤谷ノ壱、高路字大藤谷ノ弐

鳥取県告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る庄内地区第5工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称 大字高田字坂ノ上	同左の区域（平成7年7月3日現在の地番による。） 大字高田字坂ノ上の全域 大字高田字懸田79の一部、80の一部、80の1の一部、81の一部、81の1の一部、82、
-------------------------	---

	<p>82の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字佛田83、83の1から83の3まで、84の1、84次1、84の4の一部、84の5、85、86、86次1、87、87の1、88、89、89の1、90の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字縄手91の一部、93から97までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字藪添113の2の一部、114の3及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字高田字懸田	<p>大字高田字懸田のうち79の一部、80の一部、80の1の一部、81の一部、81の1の一部、82、82の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字佛田90の一部 大字高田字縄手91の一部、92の1、93の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字躰テ348の1の一部、348の2、349の一部、351の一部、352の1及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上懸田のうち372の一部、373の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに371の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字小猿舞374の一部、378の一部 大字高田字石倉384の一部、385の一部</p>
大字高田字佛田	<p>大字高田字前河原1238の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高田字佛田のうち83、83の1から83の3まで、84の1、84次1、84の4の一部、84の5、85、86、86次1、87、87の1、88、89、89の1、90及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字縄手	<p>大字高田字縄手のうち91の一部、92の1、93から97まで的一部分、103の2の一部、103の4の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに104の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字藪添108の2、108の3の一部、108の4の一部、109の1の一部、110、111の2、112、113の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字角堂136の6、137の1の一部、138の3の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上国松252の1及びこれと一体をなす国有地 大字高田字学堂338の2の一部</p>
大字高田字藪添	<p>大字高田字躰テ339の一部、340の一部、341、341の2、342から344まで、345の一部、345の1の一部、347の一部、349の一部、350、351の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字藪添のうち108の1から108の4まで、109の1、109の2、110、111の2、112、113の2、114の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字角堂	<p>大字高田字角堂のうち136の6、137の1、137の2、138の3、138の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字白山田	<p>大字高田字白山田のうち190の3及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字高畦	<p>大字高田字高畦のうち193の3の一部、194の2の一部、204の一部、204の1の一部、205の一部、205の1、206の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字下向野654の1の一部、654の2の一部、656の一部、656の1の一部、656の2の一部、658、658次1、659の1、659の2、660、661の1の一部、664の一部、669の一部、669の2の一部、669の3の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字上小原598の2、600の2、601の1、601の5、602の一部、603の1の一部、603の3の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字高田字中手風

大字茶畑字下曾利545の一部

大字高田字高畦204の一部、204の1の一部、205の一部、205の1、206の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字中手風のうち207の一部、210の1の一部、217の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字高田字垣ノ内270の一部、270の1の一部、271の一部、275の1、276の一部、276の2の一部、277の1の一部、278の1の一部、278の2の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字上向野633の4の一部、652の一部及び651、652と一体をなす国有地の一部

大字高田字下向野653の1の一部、653の2、653の3、654の1の一部、654の2の一部、655の1の一部、655の2の一部、656の一部、656の1の一部、656の2の一部、669の一部、669の2の一部、670の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字竹辺

大字高田字高畦193の3の一部、194の2の一部、206の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字中手風207の一部、217の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字竹辺のうち221の1の一部、223の一部、223の2、225の1の一部、226の1の一部、226の2、228の1の一部、228の2、229の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字高田字藁垣253の一部、254の2の一部、254の3の一部、254の4、255の一部、257の一部、257の2、258の1の一部、258の5の一部、267、268の一部、269及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字垣ノ内270の一部、270の1の一部、271の一部

大字高田字財賀田310の一部及びこれと一体をなす国有地

大字高田字梶垣311の一部、315の4の一部、315の5の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字下国松

大字高田字藪添108の1、108の3の一部、108の4の一部、109の1の一部、109の2
大字高田字角堂137の1の一部、137の2、138の3の一部、138の5及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字白山田190の3及びこれと一体をなす国有地

大字高田字竹辺221の1の一部、223の一部、223の2、225の1の一部、226の1の一部、226の2、228の1の一部、228の2の一部、229の1の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字上国松のうち252の1、252の3の一部以外の区域

大字高田字下国松の全域

大字高田字藁垣253の一部、254の1、254の2の一部、254の3の一部、255の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字梶垣315次1の一部、315の2の一部、315の4の一部、315の5の一部、316の2の一部、316の3の一部、317の1の一部、317の2の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字高田字藁垣

大字高田字藁垣のうち253、254の1から254の4まで、255、257の一部、257の2、258の1の一部、258の5の一部、267から269まで及びこれらと一体をなす国有地並びに258の1、258の5、259、262と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字高田字垣ノ内	大字高田字棗垣268の一部及びこれと一体をなす国有地並びに262と一体をなす国有地の一部
大字高田字時盛	<p>大字高田字垣ノ内のうち270、270の1、271の一部、275の1、276の一部、276の2の一部、277の1、277の2、278の1から278の3までの一部、280の一部、280の1、281の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字時盛288の一部、292の一部、294の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字橋本629の3、629の9及びこれらと一体をなす国有地並びに629の2と一体をなす国有地</p>
大字高田字学堂	<p>大字高田字時盛のうち288の一部、292の一部、294の一部、301の一部、301の2から301の5まで、302の1から302の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字財賀田307の一部、309の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字前田523の一部、524の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字大垣526の一部、526の1の一部、526の2の一部、526の3、526の4及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字屋敷608の一部及び609の1、614、619の4、620と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字橋本621、627の2、627の3、628と一体をなす国有地</p>
大字高田字石倉	<p>大字高田字縄手103の2の一部、103の4の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに104の1と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字上国松252の3の一部</p> <p>大字高田字財賀田306の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字梶垣のうち311、312の一部、314の一部、315次の1の一部、315の2の一部、315の4の一部、316の2の一部、316の3の一部、317の1の一部、317の2の一部、323の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字学堂のうち325の一部、326の一部、328の一部、328の1の一部、329の1の一部、329の2の一部、338の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字礮テ339の一部、340の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字祭田482の5及びこれと一体をなす国有地</p>
大字高田字出口	<p>大字高田字上懸田371の1と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字石倉384の一部、385の一部、386の1の一部、386の3、386の4、387の1から387の3までの一部、388の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字神田397の1の一部、398の1の一部、398の2の一部、399、401の一部</p> <p>大字高田字前河原1238の一部、1239、1241の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字神田404の一部、405の一部、407の一部、408の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字高田字神田	<p>大字高田字河原田418の1と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字己午瀧419の一部、420の1から420の3まで、421の一部、423の一部、424の一部、428の一部、429の一部、429の1、430、431、433、435、435の2、436、437の1、438から440まで、440の2、441の1、441の2、441の4、448の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字石倉386の1の一部、387の1から387の3までの一部、387の4、387の5、388の1の一部、388の2及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字高田字出口389の一部、390の一部、391の一部、391の2の一部、392から394まで、394の2、395及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字神田のうち397の1の一部、398の1の一部、398の2の一部、399、401の一部、404の一部、405の一部、406の1の一部、406の2、407の一部、408の一部、409及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字己午瀧421の一部、422、423の一部、424の一部、424の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字前河原1243の一部、1244の2</p>
大字高田字河原田	<p>大字高田字神田406の1の一部、406の2、407の一部、408の一部、409及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字河原田のうち418の1と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字高田字己午瀧419の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字前河原1249の2、1249の3、1250の2及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字高田字己午瀧	<p>大字高田字己午瀧のうち419、420の1から420の3まで、421から424まで、424の1、425の1の一部、428の一部、429の一部、429の1、430、431、433、435、435の2、436、437の1、438から440まで、440の2、441の1、441の2、441の4、448の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字祭田	<p>大字高田字学堂338の2の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字躰テ339の一部、345の一部、345の1の一部、345の2、346、346の2、347の一部、348の1の一部、349の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字上懸田372の一部、372の2、373の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字小猿舞のうち374の一部、378の一部以外の区域</p> <p>大字高田字石倉382、383、384の一部、388の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
	<p>大字高田字出口389の一部、389次1、390の一部、391の一部、391の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字己午瀧424の一部、424の1の一部、425の1の一部、428の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字祭田のうち482の5以外の区域</p>
大字高田字化粧垣	<p>大字高田字化粧垣のうち514の3の一部以外の区域</p>
大字高田字前田	<p>大字高田字藁垣258の1、258の5、259、262と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字時盛301の一部、301の2から301の5まで、302の1から302の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに288と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高田字財賀田のうち306の一部、307の一部、309の一部、310の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高田字梶垣311の一部、312の一部、314の一部、315の4の一部、323の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字学童325の一部、326の一部、328の一部、328の1の一部、329の1の一部、329の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高田字前田のうち518の3、523の一部、524の一部、525の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字高田字大垣	<p>大字高田字化粧垣514の3の一部</p> <p>大字高田字前田518の3、524の一部、525の1及びこれらと一体をなす国有地</p>

	大字高田字大垣のうち526の一部、526の1の一部、526の2の一部、526の3、526の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字高田字大屋敷540
	大字高田字屋敷597の1の一部、597の2
	大字高田字向ノ山1391、1393の2及びこれらと一体をなす国有地
大字高田字大屋敷	大字高田字大屋敷のうち540以外の区域
大字高田字屋敷	大字高田字屋敷のうち597の1の一部、597の2、608の一部及び609の1、614、619の4、620と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高田字橋本	大字高田字橋本のうち629の3、629の9、630、630の1、631及びこれらと一体をなす国有地並びに621、627の2、627の3、628、629の2、629の5と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高田字上向野	大字高田字中手風210の1の一部 大字高田字垣ノ内277の1の一部、277の2、278の1から278の3までの一部、280の一部、280の1、281の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字橋本630、630の1、631及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上向野のうち633の4の一部、642の1の一部、642の2の一部、644の一部、645の1の一部、645の2、646の一部、647の一部、652の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字下向野	大字高田字上向野642の1の一部、642の2の一部、644の一部、645の1の一部、645の2、646の一部、647の一部、652の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字下向野653の1の一部、655の1の一部、655の2の一部、665の一部、666の一部、667の1の一部、667の2、667の3、668、669の一部、669の2の一部、669の3の一部、670の一部、671から674まで、675の1、675の2、676、677、678の1、678の2、679、680、681の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字高田字長右衛門林685の一部
	大字茶畑字上小原627の一部
大字高田字長右衛門林	大字高田字長右衛門林のうち683の2、685の一部、688の一部、688の4の一部、688の7の一部及び686の2、687の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高田字大塔	大字高田字大塔のうち718の1の一部、718の2の一部、718の4の一部以外の区域
大字高田字上大塔	大字高田字上大塔のうち734の一部、735の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字上笹尾	大字高田字上笹尾のうち765の1の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字中笹尾766の4の一部及びこれと一体をなす国有地並びに766の2、767と一体をなす国有地の一部
	大字高田字中向平884の一部
	大字高田字三蔵谷平891の3の一部
大字高田字中笹尾	大字高田字大塔718の1の一部、718の2の一部、718の4の一部 大字高田字上大塔734の一部、735の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上笹尾765の1の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高田字中笹尾のうち766の4の一部及びこれと一体をなす国有地並びに766の2、767と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字下笹尾のうち774の一部、779の1の一部、779の2の一部、781の一部、782、784、785の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字高田字下笹尾	大字高田字下笹尾774の一部、779の1の一部、779の2の一部、781の一部、782、784、785の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上大坪の全域 大字高田字下大坪796の1、796の2の一部、797の一部、797の2、798、799の一部、800の1の一部、800の3、802の一部、805の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字高田字若宮田	大字高田字長右衛門林688の4の一部、688の7の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字下大坪のうち796の1、796の2の一部、797の一部、797の2、798、799の一部、800の1の一部、800の3、802の一部、805の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字若宮田の全域 大字高田字堂田816の一部、817の一部、817の1の一部、817の2の一部、818の一部、818の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字中長野864と一体をなす国有地の一部
大字高田字上油免	大字高田字長右衛門林688の一部及びこれと一体をなす国有地並びに686の2、688の7と一体をなす国有地の一部 大字高田字堂田のうち816の一部、817の一部、817の1の一部、817の2の一部、818の一部、818の2の一部、822の1の一部、822の3の一部、823の1の一部、823の2、823の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字上油免のうち830の1の一部、830の2の一部、831の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字下長野854の1から854の4まで
大字高田字下油免	大字高田字長右衛門林683の2及びこれと一体をなす国有地 大字高田字堂田822の1の一部、822の3の一部、823の1の一部、823の2、823の4及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上油免830の1の一部、830の2の一部、831の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字下油免のうち841の一部、841の1、841の2、842の一部、844の一部、845、846の1の一部、846の2の一部、847の1の一部、847の2、847の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字上小原628の一部及びこれと一体をなす国有地
大字高田字下長野	大字高田字下長野のうち854の1から854の4まで以外の区域
大字高田字中長野	大字高田字中長野のうち864と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高田字中向平	大字高田字中向平のうち884の一部以外の区域
大字高田字三蔵谷平	大字高田字三蔵谷平のうち891の3の一部以外の区域
大字高田字前河原	大字高田字前河原のうち1238、1239、1241の一部、1244の2、1243の一部、1249の2、1249の3、1250の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字向ノ山	大字高田字向ノ山のうち1391、1393の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字茶畑字下曾利	大字茶畑字下曾利のうち545の一部以外の区域
大字茶畑字上小原	大字茶畑字上小原のうち598の2、600の2、601の1、601の5、602の一部、603の1の一部、603の3の一部、614の1の一部、627から629までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字下向野661の1の一部、664から666までの一部、667の1の一部、669の

大字茶畑字上谷田	一部、669の3の一部、682及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字上小原614の1の一部、629の一部 大字茶畑字上谷田の全域 大字高田字下油免841の一部、841の1、841の2、842の一部、844の一部、845、846の1の一部、846の2の一部、847の1の一部、847の2、847の3及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	大字高田字上国松、大字高田字財賀田、大字高田字梶垣、大字高田字噉テ、大字高田字上懸田、大字高田字小猿舞、大字高田字上大坪、大字高田字下大坪

鳥取県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る小田川地区第6工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年12月18日現在の地番による。）
大字高住字後河原	大字高住字後河原のうち284の2、286の1、287、287の1、289の1、290、291、291の1、292、292の1から292の3まで、293の1、294、294の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高住字稲木場	大字高住字後河原284の2、286の1、287、287の1、289の1、290、291、291の1、292、292の1から292の3まで、293の1、294、294の1及びこれらと一体をなす国有地 大字高住字稲木場のうち299の1の一部、300の1の一部、301の1の一部、302の1の一部、306の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに306の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高住字西森谷	大字高住字西森谷307の一部
大字高住字川端	大字高住字川端349の2の一部 大字高住字西森谷のうち307、310の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高住字稲木場299の1の一部、300の1の一部、301の1の一部、302の1の一部、306の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに306の3と一体をなす国有地の一部 大字高住字西森谷307の一部、310の1及びこれらと一体をなす国有地 大字高住字川端のうち349の2の一部以外の区域
大字高住字森谷	大字高住字森谷471から473まで 大字高住字森谷のうち471から473まで以外の区域

鳥取県告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る陸上地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月6日現在の地番による。）
大字陸上字宇和成田	大字陸上字宇和成田の全域
	大字陸上字川原田964から966まで、967の4、967の5、969の2、970、971の2、972の6、973の5、999の4、1000の2、1001及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字陸上字川原田	大字陸上字川原田のうち964から966まで、967の4、967の5、969の2、970、971の2、972の6、973の5、999の4、1000の2、1001及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る大倉地区第3工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年2月18日現在の地番による。）
別所字頭細	別所字頭細のうち4の一部、5の一部、9の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	尾原字立原516の2の一部、517の一部、518の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに513と一体をなす国有地の一部
別所字山ノ花	別所字山ノ花の全域
	小原字立原512の3の一部、513の一部及びこれらと一体をなす国有地
	穴沢字式反田367と一体をなす国有地の一部
小原字立原	別所字頭細4の一部、5の一部、9の一部及びこれらと一体をなす国有地
	小原字立原のうち512の3の一部、513の一部、516の2の一部、517の一部、518の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
穴沢字円城寺川西	穴沢字円城寺川西の全域
	穴沢字式反田366の一部及びこれと一体をなす国有地

穴沢字式反田

穴沢字式反田のうち366の一部及びこれと一体をなす国有地並びに367と一体をなす
国有地の一部以外の区域**鳥取県告示第197号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成13年3月27日からその効力を生ずる。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称

同左の区域（平成12年7月1日現在の地番による。）

大字槻下字下斉尾

大字槻下字下斉尾の全域

大字槻下字上斉尾995の9、996の59及びこれらと一体をなす国有地

大字槻下字上斉尾

大字槻下字上斉尾のうち995の9、996の59及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第198号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年3月鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る 障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内 科	心臓機能障害、 呼吸器機能障害及び じん臓機能障害	森 正 剛	米子市彦名町1250 医療法人厚生会米子中海病院
”	呼吸器機能障害	山 崎 章	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
内 科 循 環 器 科	心臓機能障害	渡 部 雅 史	境港市渡町1987 - 1 医療法人社団渡部医院
内 科 呼 吸 器 科	呼吸器機能障害	狩 野 孝 之	鳥取市三津876 国立療養所西鳥取病院
内 科	”	光 延 文 裕	東伯郡三朝町大字山田827 岡山大学医学部附属病院三朝分院
”	小腸機能障害	安 陪 隆 明	鳥取市吉方温泉三丁目811 - 2 医療法人安陪内科医院
神 経 内 科	肢体不自由	森 望 美	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

外 科	ぼうこう又は直腸 機能障害、小腸機 能障害	森 下 透	倉吉市宮川町129 医療法人共済会清水病院
耳 鼻 咽 喉 科	聴覚・平衡機能障 害、音声・言語・ そしゃく機能障害	竹 内 裕 一	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
神 経 内 科	肢体不自由	佐久間 研 司	東伯郡三朝町山田690 (社)鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
整 形 外 科	〃	山 根 貞 之	〃
外 科	小腸機能障害	木 村 修	米子市車尾1293 - 1 国立米子病院
内 科	呼吸器機能障害	井 川 克 利	〃

鳥取県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

監 事 盛 山 桂 一 東伯郡東伯町大字槻下783

平成13年 3月 6日就任 任期平成16年 3月18日まで

鳥取県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 満 倉吉市谷164 - 1

平成13年 3月15日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 瀬 尾 勝 美 倉吉市尾原112

平成13年 3月16日就任 任期平成16年 3月27日まで

鳥取県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員の住

所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

理 事	山 田 幸 則	変更前	西伯郡名和町大字高田25 - 1
		変更後	西伯郡名和町大字高田25 - 3

鳥取県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区（第6工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区（第3工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る三津地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る高路地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る岩坪地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る陸上地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第209号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
青谷町
- 2 事業の種類
あおや和紙の里（仮称）整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 気高郡青谷町大字山根字上式田
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
気高郡青谷町大字青谷667
青谷町役場

鳥取県告示第210号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称

岸本町

2 事業の種類

岸本町保健福祉センター整備事業及び多目的広場整備事業並びにこれらに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡岸本町大殿字兼次免及び北上一木地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長37 - 3

岸本町役場

鳥取県告示第211号

平成13年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたとで告示する。

平成13年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 資格の区分

資格は、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。ただし、経常建設共同企業体にあつては、一般建築工事のうち建築一式工事に限る。

2 申請手続

(1) 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）へ提出するものとする。なお、郵送も可とする。

ア 経常建設共同企業体以外の者

(ア) 建設業許可証明書

(イ) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

(ウ) 営業所一覧表

(エ) 工事経歴書

(オ) 法人にあつては、登記簿謄本

(カ) 審査の基準日（平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間における直近の営業年度の終了の日をいう。以下同じ。）における法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知書の写し

(キ) 委任状（委任する場合に限る。）

イ 経常建設共同企業体

(ア) 各構成員の建設業許可証明書

(イ) 各構成員の営業所一覧表

(ウ) 各構成員の工事経歴書

(エ) 各構成員（法人に限る。）の登記簿謄本

(オ) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

(カ) 委任状（委任する場合に限る。）

(キ) 経常建設共同企業体協定書の写し

(2) 申請書等の様式

申請書及び添付書類の様式については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。

(3) 申請書の受付時期

随時

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

3 資格のない者

次に掲げる者は、資格を有しない。

(1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

(2) 審査基準日における経営事項審査を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

(3) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額のない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

4 更正会社の入札参加資格

平成12年10月1日以後に会社更生法（昭和27年法律第172号）による更正手続開始の決定が行われた者については、当該更正手続開始の日を審査基準日として資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に資格が付与されているときは、資格の再認定を申し出なければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与された日から平成14年3月31日までとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼）
ほ装工事	ほ装工事（ほ）
鋼橋工事	鋼構造物工事（鋼）
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事（土）
港湾工事	土木一式工事（土） しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）
一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋）
管工事	管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清）
建具工事	建具工事（具） ガラス工事（ガ）

内外装工事	左官工事 (左) 石工事 (石) タイル・れんが・ブロック工事 (タ) 防水工事 (防) 内装仕上工事 (内)
屋根工事	屋根工事 (屋) 板金工事 (板)
電気工事	電気工事 (電) 電気通信工事 (通) 消防施設工事 (消)
通信設備工事	電気通信工事 (通)
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事 (と) 塗装工事 (塗)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事 (と) 防水工事 (防)

鳥取県告示第212号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第5項の規定に基づき鳥取県収納代理郵便官署を定めたので、同条第10項の規定により次のとおり告示し、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

収納代理郵便官署の名称、位置及び取扱事務

名 称	位 置	取 扱 事 務
鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町101	個人の事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納 (自動払込みの取扱いに関する省令 (昭和57年郵政省令第6号) 第1条に規定する自動払込みによるものに限る。) の事務
広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目15 - 15	